

政治分野における男女共同参画の推進を求める意見書

政府は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしている。

しかし、昨年11月、国際経済の発展や貧困・差別の撲滅などのために活動する国際機関である世界経済フォーラムが、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」を発表し、日本は女性の閣僚や議員の少なさから女性の政治参画が遅れていると分析され、調査対象144カ国中114位と過去最低の評価を受けることとなった。

こうした現状から脱却するためには、社会の対等な構成員である男女に対して、国または地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会を確保することが重要であることから、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野においても男女共同参画の推進を図っていくべきである。

よって、国会及び政府においては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を早期に制定するなど、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するための環境を整えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び改革所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員